

ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会（第2回）

令和6年6月17日

【宍戸座長】 本日は皆様お忙しいところ、また、夕方のやや遅い時間ではございますが、お集まりをいただき誠にありがとうございます。定刻でございますので、ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会の第2回会合を開催させていただきます。

本日の会議につきまして、ウェブ会議システムにより開催をさせていただいております。

議事に入る前に、事務局より会議における開催上の注意事項について御案内がございませぬ。よろしくお願ひいたします。

【川野利用環境課課長補佐】 事務局でございます。総務省総合通信基盤局利用環境課の川野でございます。

事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内させていただきます。本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音防止・雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に御発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを拝見いたしまして、座長から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。

発言する際には、マイクをオンにして、映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時事務局や座長宛てに連絡いただければ、対応させていただきます。

本日の資料は、本体資料として資料2-1から2-4、参考資料として2-1及び2-2を用意しております。

注意事項は以上になります。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸座長にお願いしたいと存じます。宍戸座長、よろしくお願ひいたします。

【宍戸座長】 承知いたしました。本日はこの研究会の第2回会合でございます。第1回会合におきまして、ワーキンググループの開催を私からお諮りし、2つのワーキンググループが既に開催されていて、活発に御活動をいただいております。その各ワーキンググループの議論状況について事務局より御報告をいただくのが本日の研究会の1つの柱でございますが、その前に、1件御報告案件があると、事務局より伺っております。

まずは、一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）様及び事務局より、災害時の位置情報の提供に関連して御説明をいただきたいと思っております。そして、その後、各ワーキンググループの議論状況について事務局より御報告をいただくという手順を想定しております。

なお、本日の会合の議論に必要があると私のほうで考えましたので、オブザーバーとして内閣府防災様及び消防庁様に御出席を賜りたいと考えております。また、外部有識者といたしまして、学習院大学の鎮目教授、そして、京都大学大学院の曾我部教授に御出席をいただき、御意見をいただきたいと私のほうで考えております。

この点、そのように進めさせていただくということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【宍戸座長】 ありがとうございます。そのようにお認めいただくと構成員の先生方から御発言いただきました。御異議ございませんので、それぞれ御出席の上、議事に入りたいと思っております。なお、曾我部教授におかれましては5時15分頃に入室と伺っております。

それでは、災害時の位置情報の提供について、TCA様より10分程度でと伺っております。資料2-1により御発表をお願いいたします。

【池田氏】 電気通信事業者協会でございます。それでは、資料2-1に基づきまして、能登半島地震対応を踏まえた災害時における救助機関への位置情報提供に関わる検討について御説明をさせていただきます。

1ページ目を御覧ください。今回、能登半島地震における救助機関への位置情報提供に関する体制を踏まえまして、より人命救助に資することを目的として、私どもTCAの不適正利用防止検討部会におきまして、携帯電話事業者及び関係省庁による会合を複数回実施いたしました。その会合におきまして、技術的な課題や組織的な課題、あるいは制度的な課題の洗い出しを実施してまいりました。

具体的には、今年の2月29日から3月28日までの約1か月間におきまして、計5回の会合を実施いたしました。その会合で関係者間における意見交換を行いまして、以下の項目のとおり検討課題の整理を行っております。その後、各主体において各検討課題に対する

対応の検討を実施してきたところでございます。

では、下の表に基づきまして、検討課題の詳細を御説明いたします。大きく3つ、①、②、③と挙げておりますが、まず、①現行制度の定着に関する課題でございます。こちらは、現在も救助機関からの要請に応じまして携帯事業者が位置情報提供を行う運用は行っておりますが、その運用の定着に関する課題でございます。

まず、技術的な検討課題につきましては、例えば、要請の件数が多い場合に、その受付方法等についてどのような整理ができるかといった課題が挙げられておりました。また、その右でございます。組織的な検討課題としましては、救助機関の対応窓口です。私ども事業者側の窓口の情報の最新化、あるいは、随時もしくは大規模な位置情報提供の要請があった場合に、いかに事業者側でその体制を整備できるかといった課題が挙げられておりました。

その右でございます。制度的な課題につきましては、救助機関以外からの提供の御要望があったときに、それはどのような整理により対応できるかといった課題が挙げられておりました。

次に、②番目でございます。電話番号が不明時の対応について、現状は、対象となる方の電話番号を救助機関の方から要請でいただくことが前提となっておりますが、電話番号が分からないときの対応をどうするかという課題でございます。

こちら組織的課題に書いておりますが、まず、電話番号が分からないとき、名前や住所を基に電話番号を特定するといった取組が考えられますが、そうした電話番号を特定するための体制をいかに整備するかが課題として挙げられてございます。

また、その右でございます。制度的な課題につきましては、公的機関などの公表情報が不完全な場合において、電話番号特定をして位置情報検索することについてどのような整理ができるかといった課題が挙げられてございました。

最後に、③番でございます。位置情報の検索ができないときの対応についての課題でございます。こちらは、例えば携帯電話の端末の電源が入っていない場合など、位置情報が検索できないケースもございます。そうした場合は、過去に遡って位置情報を提供することも考えられますけれども、それについての課題でございます。

こちら一番右側の制度的な課題のところを書いておりますが、そうした過去の位置情報を検索する対応ができるか、まず、これが制度的な課題として挙げられてございました。

そうした課題がクリアできたとして、左側に書いてございますけれども、組織的課題と

しましては、過去の位置情報を取得するための事業者側の体制整備についても課題として挙げてございます。

以上、このような検討課題の整理に基づきまして、その後、各主体において必要な検討を実施してきたところでございます。

続いて、2ページ目でございますが、こちらは参考までに、TCAにおける関係者会合の開催ということで、出席者や開催状況をまとめたものでございますので、御参考までに御覧いただければと思います。

簡単でございますが、説明は以上となります。よろしく申し上げます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、事務局より御説明お願いいたします。

【川野利用環境課課長補佐】 続きまして、事務局から御説明させていただきたいと存じます。資料を投映いたします。

それでは、御説明させていただきます。先ほどTCA様の取組は御説明いただいたき、少し重なる点もございますが、災害時の携帯電話事業者の位置情報の提供について事務局より御説明させていただきたいと存じます。

まず、今投映しております1ページでございますけれども、これはそもそもの制度上の仕組みで、能登半島地震での対応を踏まえた検討を行う前の前提でございます。救助機関から携帯電話事業者への位置情報提供要請の枠組みということでございますけれども、まず、1ポツ目に書かせていただいておりますが、携帯電話等に係る位置情報につきましては、大規模災害等緊急時の救助活動における活用に関する需要を踏まえ、総務省の有識者会議における議論に基づき、「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」の改正を平成25年に行い、実施しているものになります。

具体的に申し上げますと、要救助者に重大な危険が切迫していて、要救助者を早期に発見するために位置情報の提供が不可欠であると認められる場合、救助を行う警察、海上保安庁又は消防、その他これらに準ずる機関を救助機関としまして、これらの要請に基づいて、携帯電話事業者は位置情報（GPS位置情報及び携帯電話端末の基地局位置情報）を取得・提供することが可能といったような枠組みがあるところでございます。

下は図でございますけれども、救助機関から位置情報の取得について要請を行い、携帯電話事業者が位置情報を取得・提供する。また、位置情報の提供に係る要件というところで、左側の下に記載しておりますが、特に今御説明申し上げた点を赤字にしている部分で

ございますけれども、正当業務行為、捜査機関の要（裁判官の発付した令状）以外のケースとして、緊急避難の要件に充足する場合として、救助を行う機関に提供する場合があるといったようなところが、現状の枠組みとしてあるところでございます。

続きまして、2ページでございます。能登半島地震での運用状況及び課題並びにその検討結果をまとめさせていただいております。

1点目は、本年1月の能登半島地震の際に、本日もオブザーバーとして御参加いただいております消防庁様において、石川県災害対策本部が公表した安否不明者リストに基づいて、携帯電話事業者（MNO4社）、に、公表されている氏名・住所等から電話番号を検索してもらった上で、位置情報の提供の要請を実施したということがございました。

先ほどのTCA様からの御説明にもございましたように、当該対応について、やはり課題があったのではないかとということで、より人命救助に資するような方法があり得るのかといったことについて、いろいろと検討してきたというところでございます。

先ほどTCA様からも御紹介があったので重なる点がございますが、これまでTCAの不適正利用防止検討部会で、携帯電話事業者と関係省庁において2月末から3月まで5回ほど、各々課題整理を行ってまいりました。それについては、先ほどTCA様の御報告でもございましたけれども、特に制度的課題について総務省でいろいろと検討したところを御紹介させていただければということで取りまとめた内容を記載させていただいております。

1点目は、ガイドラインに規定する要請者についてということで、要請者に地方公共団体の災害対策本部が含まれるのかといったところを検討してまいりました。こちら消防庁様が1月のときには要請されていたのですけれども、例えば、地方公共団体の災対本部も含まれるのではないかといたした御希望とも踏まえまして検討したことになります。

また、要救助者の考え方という②番としているところでございますけれども、こちらに関しましては、1月のときには、石川県の災対本部が作成された安否不明者リストを基に行っていたところなのですが、こういった地方公共団体様が作成される名簿の扱い等について検討したものでございます。

また、3点目といたしまして、過去の位置情報について、先ほどドコモ様からも御紹介がございましたけれども、恐らく実際に災害が発生してから位置情報の取得をしようとしたときに、携帯電話の電源が入っておらず取得できない場合もあるとお伺いしております。そういった場合については、過去の位置情報の提供が可能なのかといったところについて課題整理を行ったものでございます。

下にその検討結果の概要を記載させていただいております。こちらに関しましては、先ほども申し上げましたように、2月末から3月に検討課題としてどういったことがあったのか、どういふことができればより人命救助に資するのかといったところを検討していた結果を基に出て来た課題のうち、制度的な課題について、憲法学者の先生、弁護士の先生、有識者の先生方への確認や、関係省庁への確認を進めてきたところでございます。

その結果について、記載させていただいております。まず、1点目の要請主体につきましては、「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」に規定する要請者について記載させていただいております。こちらは「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」第41条の第5項、赤字にしているところですが、救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関が要請ができるという枠組みになっておりまして、ここに地方公共団体の災害対策本部が含まれ得るのかといったようなところを検討しているものでございます。

これに関しまして、まず、救助というところが大事になるのかと思いますが、1つ、これは消防庁さんや内閣府防災様にもお知恵を拝借しながら確認した内容になるのですが、第23条に都道府県災害対策本部が行う業務内容等が規定されておりまして、また、23条の2で市町村の災害対策本部の業務当について記載がなされているところでございます。

また、下に記載させていただいておりますけれども、こういった地方公共団体の災害対策本部で行う業務というところで、災害応急対策というのがあるということでございます。こちらは、災害対策基本法第50条に記載がございまして、三に、被災者の救難、救助その他保護に関する事項という業務があるといったところを確認させていただいているところでございます。

また、救助を行う際には、当然、実態としてその方に生命・身体の危険が迫っているのかということが確認できる必要があるわけですが、そこに関しましては、災害対策本部と実動部隊との間でかなり緊密な連携があるとお伺いしております。そのような実態を踏まえまして、このガイドラインの救助を行う警察、海上保安庁又は消防その他これに準ずる機関に規定する「その他これに準ずる機関」に地方公共団体の災害対策本部が含まれるのではないかといたったようなところで整理させていただいたところでございます。

また、2点目でございますけれども、要救助者の考え方でございます。要救助者に該当するかの点は、そもそも要請者がこういう形で規定されておりますように、まず、専門

的な判断というのが必要になるかと思いますので、そういった専門的な判断が可能な救助機関において行うというのが前提になるかと思います。

その上で、こういった地方公共団体が作成する名簿の活用もできるのではないかとといったような観点ですけれども、地方公共団体が作成される安否不明者の名簿ということに関しては、下の注意書きのほうにも書かせていただいておりますが、「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を内閣府防災担当様が作成されておまして、当該指針の中でも事例として紹介されているところでございます。

こういった安否不明者の名簿から位置情報の取得が必要な要救助者というのを絞り込んだ場合には、安否不明者の名簿を活用した位置情報の取得・提供についても可能なのではないかと考えているところでございます。

また、3点目の提供する位置情報の範囲ということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、携帯電話の電源が入っていないときには、現在の位置情報が取得できないということになります。そういった場合においては、その方の安否不明、その方を救助するに当たって必要な情報が取得できないといったようなことになりますので、こちらに関しましては、現在の位置情報が取得できないという場合において、過去の位置情報に関しましても、例えば、その場にとどまっている蓋然性が高いと考えられる期間であって、救助機関による救助が行われている期間の位置情報であれば、取得・提供ができるのではないかと考えているところでございます。

ただし、当然ですけれども、相当程度の時間が経過した位置情報等については提供しないといったようなところで考えられるのかなと思っております。

また、ここは若干運用的な話なので、その他ということで書かせていただいておりますけれども、これまで、災害時において位置情報の提供を要請する際には、消防庁様等で電話番号と氏名が分かる形で要請をされているといったようなケースが多かったとお伺いしております。他方、今回のケースのように携帯電話の番号が不明であるといったようなこともございますので、こういったときには、例えば、氏名・住所等によって要請が可能なのではないかと整理も行ったところでございます。

こういった整理に基づきまして、これを5月末ぐらいまでの間に有識者の関係省庁様との間で取りまとめさせていただきまして、TCA様の会合の第6回に総務省からも御報告をさせていただいているところでございます。

また、これを受けまして、本日、「ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会」にこ

の内容を御報告させていただきまして、今後、下の表の右側に書かせていただいておりますけれども、関係事業者様との調整の上、例えば、総合通信基盤局から携帯電話事業者向けに通知するでございますとか、また、消防庁様等から関係機関等に対する通知というのを予定しているところでございます。

また、これらの通知を踏まえて、通信事業者様にはこちらの運用に御協力を賜ればというふうに考えているところでございます。

また、参考までに、これまでどう変わるのかというところを少しビジュアル化してみましたので、御紹介をさせていただきます。内容は先ほど申し上げた点と重なりますが、まずは、「誰が」といったようなところで、要請主体に、赤字にしておりますが、地方公共団体災害対策本部というのが追加になります。また、「どのような者の」ということに関しましては、これは要救助者ということになるのですけれども、この場合に、安否不明者名簿を活用して救助機関が要救助者を絞り込んだ場合についても可能というふうに整理したというところでございます。

また、「どのような位置情報」というところに関しましては、現在の位置情報が不明な場合には、注意書きにあるような部分というのが注意とはなるんですけれども、こういった過去の位置情報の提供といったようなところが可能になるんじゃないかとのことで考えているところでございます。

この図の中で見ていただきますと、救助機関に地方公共団体災対本部についても要請上可能になるといったような整理しております。また、その要救助者の名簿というものの救助機関が絞り込んだ場合には利用が可能なのではないかとといったようなところ、右側は運用上の話になるのですけれども、電話番号がこれまでは特定した形で位置情報の要請というのをされていたのですけれども、こちらに関しまして、このフロー自体は左側（電話番号特定の場合）もござりますが、この電話番号を特定した場合には、位置情報提供、現在の位置情報、それが分からない場合には過去の位置情報ということでフローが流れますし、右側に記載させていただいておりますのは、電話番号が不明な場合であっても、氏名・住所等の情報によって電話番号が特定されて、また個人が特定していけるような形になれば、位置情報の検索をして、現在の位置情報、また、不明な場合には過去の位置情報の提供と、こういった形でフローを新たにつくることができればということで整理を行ったところでございます。

また、途中ちょっと御紹介させていただきましたように、「電気通信事業における個人

情報等の保護に関するガイドライン」でございますとか、「災害対策基本法」、こちら地方公共団体の災対本部の位置付けについての規定も御紹介させていただいているところでございます。

今回の整理に基づきまして運用が行われることで、先ほどまさにTCA様がおっしゃっていただいておりますけれども、より人命救助に資する形でこのような運用が実施できればというようなところで考えているところでございます。

整理についての御紹介は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明で示されました考え方につきましては、事前に有識者の方々にも御意見を伺って作成されたと承知をしております。そこで、本検討会のメンバーであります森先生、それから、本日外部有識者として御出席をいただいております鎮目先生、曾我部先生からもコメントなどをいただければと思っております。本日、御出席の関係があると伺っておりますので、まず曾我部先生に御意見をお伺いし、その後、鎮目先生、そして森先生の順でお願いできればと思っております。

それでは、まず、曾我部先生、お願いいたします。

【曾我部氏】 京都大学、曾我部でございます。

今回の新しいスキームにつきまして、事前に御相談をいただきましたので、ごく簡単なもので恐縮なんですけれども、若干コメントをさせていただきます。

まず、こちらについては御案内のとおり、緊急避難に該当するかどうかというのが第1の問題としてあるということですが、現在の危難、補充性、法益権衡と3要件あるわけですが、結論としては、今回の御提案で問題ないということで、賛成をいたします。

特に今回問題となりますのは、従来のガイドラインで申しますと、救助機関に関して、従来、まさに実動に当たる、現場で救助を行うような実動部隊に対して情報提供するというようなことがどうも想定されていたのではないかとこのところ、これに対して今回は、そうではない災害対策本部からの要請ということを受けていいのかということが1つ問題となるかと思えます。

しかしながら、今回、資料を参考のほうでつけてございますけれども、そこでもありますように、災害対策本部も、災害応急対策としての救助業務をしているというようなところで、権限もあるということですし、また、専門的な知見というものもあるだろうと。それから、実際のフローとしまして、実動部隊に提供するよりは、総合的な状況を把握できる

立場であるというのが災害対策本部でありますので、実際の運用としてもスムーズに行くのではないかと考えているところです。

それから、もう一つは、この資料では、地方公共団体が作成する名簿、安否不明者リストに基づき提供するというところなんですけれども、安否不明者リストがどの程度の粒度、精度で作成されるかという問題があるわけで、そういう中で補充性要件を満たすのかということがまた第2の問題としてあるわけですが、全体的な状況としては、当然、災害が起こっているという状況がありますので、安否不明者リストというのはそういう意味では絞られているところがありますが、ただ、それだけでそのまま提供するということは、補充性要件との関係でやや不安が残るところで、一定のスクリーニングをするということが可能な範囲では求められると思われまして、そういうものを尽くした上であれば、補充性要件というのは満たすだろうということです。

ただ、それでも、当然、本来は安否不明ではないのに安否不明者リストに載り続ける、そして情報提供の対象となることも理屈上はあり得るわけですが、これについては、例えば、従来の児童ポルノブロッキングなどであっても、一定の要件の下で、そういった過剰包摂は許容されているところがありますので、それとの関係でも、今回、一定の絞り込みが行われれば、補充性要件を満たすのではないかというふうに思われます。

以上でございます。

【宍戸座長】 曾我部先生、ありがとうございます。

それでは、次に、鎮目先生、御意見を伺えますでしょうか。

【鎮目氏】 学習院大学の鎮目と申します。ただいまの事務局より詳細な御説明をいただいた整理について、憲法研究者としての立場から一言コメントさせていただきます。

まず、資料の4の4ページ、①の要請主体の点でございます。ガイドラインのこの41条5項の規定は、犯罪の成否を定める刑罰法令そのものではございませんが、緊急時における救助のためとはいえ、基地局、位置情報、GPS位置情報という本来保護されるべき通信の秘密やプライバシーに関わる情報を通信事業者が取得・利用する行為がいかなる場合に許容されるかについて、ルールを定めております。

そして、ガイドラインは、その文言から見て、緊急時において権利の制約が肯定される自主的な根拠をいわゆる緊急避難の法理に求めていることは明らかです。緊急避難の法理は、周知のように、刑法典の37条1項本文に明文化されておまして、その法的性格の理解につき伝統的な争いがあるものの、刑法学の通説は、その不可罰根拠を優越的利益の保

護ないし法益衡量の原理に求め、これは違法阻却事由であると理解しております。

そして、37条1項本文が定める現在の危難、害の均衡、補充性という3要件の意味するところは、法益衡量の考え方を具体化したものとして解釈されております。

刑法の規定がそうであるように、本来緊急避難は、一定の機関からの要請を受けてといった状況的な限定が付されるものではありません。なぜなら、現在の危難を避けるための行為であること、すなわち、避難行為によって保全される利益と侵害される利益とが現に衝突する状況にあって、これらが同等であるか、あるいは、保全利益の価値が侵害・利益に優越する場合であって、かつ、衝突状況を解決するためには侵害・利益を犠牲にするよりほかに手段・方法がないという場合、誰からの要請に基づいて避難行為を行うべきかといった点は、本来的には正当化の可否とは関係がないからです。

したがって、原理的には、ガイドラインの「救助を要する者を捜索し、救助を行う警察や海上保安庁または消防その他これに準ずる機関からの要請により」と、この部分は不要であると思われれます。しかし、ガイドラインは、生命または身体に対する重大な危険の切迫、早期発見のための位置情報取得の不可欠性という現在の危難、補充性に関わる判断を適切に行うことが、これらを基礎づける事実と通常接することのない通信事業者にとっては、通常、そういう判断は容易ではない。それゆえに、救助機関からの要請があつて、ゆえに適切に判断をなし得る例外的な場合にこれを認めるという手続的な限定をしたものと理解することができるように思われれます。ガイドラインの解説も、そのような趣旨を説明するものと理解できます。

しかし、そういたしますと、警察や消防といった救助機関と同程度に緊急避難状況が存在することを十分な情報を得て適切に把握できる公的機関であるならば、その他準ずる機関に該当すると言うことは可能であると思われれます。

今回の事務局の御提案によりますと、救助活動を指示・統括する災害対策本部についても、関係法令や運用の実態を踏まえると、災害時の救助活動に関する情報が集約される公的機関として、その要請に従い緊急状況が存在すると判断して差し支えないと、そういう考え方をお示しいただいたものということになるかと存じます。

災害基本法の定めやその運用の実態について、私自身は十分な知見を有しておりませんが、御説明いただいたように、災害対策本部が広義の救助活動を行う機関として関係法令上位置づけられており、かつ、実動部隊である消防機関との緊密な連携が実際行われているというそういう実態があるというのであれば、資料2のように、「その他これに準ずる

機関」に含め取り扱うということは可能であると思われます。

続きまして、資料の4ページの②、要救助者の該当判断における安否不明者名簿の活用の点でございますが、こちらはガイドラインにおける生命・身体に対する重大な危険の切迫、それから、位置情報取得の不可欠性、すなわち現在の危険及び補充性が認められるか否かの判断について、何を根拠として行うべきかという、そういう問題に関わるものと存じます。

この点につき、従来のガイドラインの解説では、要請を受けた電気通信事業者において適切な対応が図られるために、当該要請に対し、客観的な事実に基づき救助機関において本要件が備わっている旨判断したこと、及び、第2点として、その判断の相当性を担保するに足りる理由が提供されることが必要であるとされているとのことです。

すなわち、判断の適正を担保するために、救助機関において現在の危険と補充性、両要件の充足が認められるということを示す根拠事実を救助機関が提供するという手続の履践が従来は要求されてきたわけであり、このことには合理性があったと思われます。

今回の論点は、災害現場に倒壊した住宅があって、居住者が下敷きになっている可能性があるといった、ある程度特定された者について救助の必要性を判断するというそういう場面に限定するのではなく、安否不明者名簿というやや広範な資料を基にこの判断を行っても問題がないかということかと存じます。

確かに、安否不明者というだけでは、被災地域において連絡が取れていない人を広く含むということになりかねず、これを根拠に現在の危険と補充性を安易に肯定することになりますと、緊急避難該当性に係る判断の誤りを誘発することになりかねないほか、また、通信事業者及び要請の主体が、緊急避難状況と位置情報利用の補充性を認識しつつ行なったという点が揺らぐということにもなりかねない問題はあるかと思えます。

この点を踏まえ、事務局にお示しいただいた整理の案では、安否不明者名簿について、これが災害時において安否不明者の生命または身体に対する現在の危険が一定程度認めるものであるという、そういう理解に立ちつつも、安否不明者のみで現在の危険ありと判断してよいという、そういう考え方は取らずに、これを救助機関が要救助者を絞り込んだ場合も可能という、そういう限定を付しております。

絞り込み作業に作業時間の点で多大な負担を求めることになりますと、救助機関の迅速な判断が阻害されて、被災者の生命にも関わることになりかねませんので、バランスの取り方が難しいところではありますが、事務局案では、安否不明者名簿について、電話をか

けるといった簡易な方法で除外できるものを除外した上で、位置情報の開示請求を行うという手続を要求するという考え方をお示しいただいておりまして、救助機関に生ずる負担の点でも、おおむねバランスの取れた考え方が採用されているのではないかと考えるところでございます。

最後に、資料の③、過去の位置情報の取得の点についてでございます。過去の位置情報については、その取得が現に救助活動を行う時点における安否不明者の所在を示す蓋然性が認められないという場合には、補充性はおろか、位置情報取得の必要性すら基礎づけ得ないのではないかとという疑問も浮かぶところです。

この点について事務局案では、現在の位置情報が取得できない場合に過去の位置情報を取得できるかという問いを立てた上で、その場にとどまっている蓋然性が高いと考える機関であって、救助機関による救助が行われている、そういう直近の位置情報に限定して過去の位置情報についても取得と利用を認めるという、そういう考え方が示されておりまして、過去の位置情報の利用について、現在の位置情報が利用できない場合に限ってこれを認め、かつ時間的な点と救助の必要性という2つの観点から、限定的にこれを肯定するという考え方が示されておりますので、緊急避難においてそれは避難行為に補充性が要求されるという趣旨に照らしても、妥当な限定ではないかと考えます。

結論といたしまして、①、②、③、3つのいずれの点につきましても、事務局の御提案に賛成でございます。

やや長くなりましたが、私からのコメントは以上でございます。

【宍戸座長】 鎮目先生、丁寧に御検討いただき、ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。私は、各論点につきましては、今、鎮目先生から十分な御説明をいただきましたので、特に追加することはありません。

そもそもその前提問題として、これどうして緊急避難でやっているのと思われる方はいらっしゃるかもしれませんが、それは電気通信事業分野ガイドラインで、GPS位置情報というのは通信の秘密に準じるものとして考えるというふうな考え方が取られているからでございます。ですので、位置情報について罰則があるとかそういうわけではないですけれども、こういうふうに考えているということなんです。

各論点のことは、もうおっしゃっていただいたとおりなんですけれども、2番目の要救助者の範囲、リストについて絞り込むということをしていただいているのは、それは重要

なことだと思うんですが、私がもしあえて何か申し上げるとすれば、ここをそんなに厳しく考えなくてもいいのではないかと考えています。

必要なのは、緊急避難との関係で求められているのは、このリストの中に確実に生命・身体の危険が迫っている人がいるということです。それが確実にいえれば、鎮目先生のお話にもありましたけれども、絞り込みに手間をかける必要は私はないのではないかと考えておまして、その場合何が生じるかという、僅かな人の生命・身体と多くの人の通信の秘密をてんびんにかけることとなりますが、その場合でも私は法益の権衡の要件というのは満たされているのではないかと考えています。

いずれにしても、事務局の今回お示しいただいた御提案には賛成しますので、このように運用していただいて結構かなというふうに思っております。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

御検討に御協力をいただきました3人の先生方から、今の事務局の整理について妥当であると、その根拠となる考え方、またその運用上の注意点について御発言いただいたところでございます。

本日御参加の本検討会の構成員の先生方からも何か御質問でありますとか御発言があれば賜りたいと思いますが、いかがでございましょうか。もしある方は、私にチャット欄でお知らせをいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま事務局から御説明いただいた資料2-2について、また、3人の先生方からお話を伺いまして、私もよく得心のいくものでございましたので、ここに整理いただきました考え方に基づいて、災害時の位置情報の提供について、総務省において整理されたこの考え方で進めていただき、また、TCA様、TCA加盟の事業者様、それから関係機関との間で情報の提供のスキームをしっかりとガバナンスできる形で進めていただければ、またそのことによって国民、日本社会の電気通信サービスの利用者の方々の理解を得つつ、災害時の位置情報の提供を行い、それにより人々の生命でありますとか安全を実現していくことに取り組んでいただければと思います。

本検討会として、この考え方を了承するということとさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

曾我部先生、鎮目先生におかれましては、御多用のところ、この研究会に御出席いただき、また貴重な御意見をいただきまして、御礼を申し上げます。また、TCA様におかれま

しては、現実の取組を御紹介いただき、また、この後、新たな提供の考え方に従っての取組を加入されている事業者の方々と進めていただくこととなりますので、私からもお願いを申し上げたいと思います。

それでは、続きまして、各ワーキンググループの議論状況について、事務局より御報告をいただきたいと思います。資料2-3、資料2-4に基づきまして、それぞれ御説明をお願いいたします。

【小澤利用環境課課長補佐】 事務局、小澤でございます。それでは、2-3、不適正利用対策に関するワーキンググループの検討状況、中間報告のほうをさせていただければと思っております。こちらの資料に基づいて御説明をさせていただきたいと思います。

不適正利用対策に関するワーキンググループでございますが、2月からこれまで議論を重ねてまいりました。親会、初回のほうでいただきました論点については、以下の2つでございます。特殊詐欺対策についてと、あと、SMSによるフィッシング（スミッシング）への対策ということになっております。

特殊詐欺対策の中に2つございまして、1つ目が、足のつかない電話の発生抑止のため、本人確認書類の偽変造への対応など本人確認の実効性の向上に関して取り組むべき事項はあるかということで、2つ目が、特殊詐欺に悪用された電話番号の利用停止スキームに関するところになっておりました。

利用停止スキームに関して、特殊詐欺に悪用された電話番号の対策ということなんですけれども、別途、並行して電気通信番号制度に関して新たな検討の場が設けられておまして、そちらのほうと合流をして検討するのがよろしいかなと思っておりますので、そちらの電気通信番号制度の検討の場に合流する予定になっています。

2つ目、スミッシングに関しては、この発信者への、特にマルウェアに感染したスマートフォン利用者への警告のような取組について議論をしてまいりました。

開催状況としては、これまで5回検討しておまして、1回目から3回目の前半までがSMS、3回目の後半から第5回までが本人確認の見直しといったことになっております。

SMSに関しましては、これは第1回のワーキンググループでマクニカ様から御発表いただいた資料を引用しておりますけれども、SMSに関して、これまでいろいろな場面で使われています。本人認証やお知らせ配信のようないろいろな場面で使われることが増えていまして、市場は非常に拡大を見せているところになっておりますが、一方で、フィッシングによる詐欺の被害額というのも非常に増加傾向にあるということになっております。

特にクレジットカードの番号盗用被害、これはスミッシングが全てというわけじゃないですけれども、このうちのある程度、SMSがトリガーになるようなものが含まれているものと思われるところでございます。コロナ禍の巣籠もり需要などが影響しているかなと思っております。

SMSの配信経路の違いによって対策の方法が異なるというのが、今回、議論の争点の1つ目の分かりにくかったところになります。携帯電話端末から送られるものや配信事業者経由で法人から送られているもの、または、海外通信事業者から送られてくるようなもの、これはそれぞれ特性が異なりますので、それぞれの迷惑SMSの対策が必要だということになります。

この中でも特に、これは初回の事務局説明でも仮説として述べさせていただきましたが、マルウェア感染端末によるものが多かったということが確認されました。マルウェアに感染した端末から自分が意図しない形で送られてしまうということが確認をされております。

これらの対策としていろいろな各国の取組も御紹介がありましたけれども、1つ事例としては、申告の受付です。迷惑なSMSを受け取った方からの申告の受付を各国当局でも取組が進んでおります。日本では今、迷惑メールの相談センターがメールの受付をやっている、試行的にSMSの受付をやっているところですが、これをさらに拡大すべきじゃないかということがございました。

各社の取組状況についても御発表がございました。特にこの共通番号、発信者元の番号がいろいろな番号から来て分かりにくい。しっかり確認の取れた番号から送られてくるようなものという取組は実はあるんですけれども、なかなか広がっていないというような御指摘がございました。

事業者間の連携の場を設けまして、連絡会というものを立ち上げました。キャリア側と配信事業者側ですね。SMSを使う側との連携というものをスタートさせております。

構成員の皆様から各種御意見をいただきまして、特にマルウェアに感染する端末からの対策だけでなく、先ほどの発信元がしっかり分かるように携帯番号から法人のメールが来るとか、そういったようなところはしっかり対策をするということが必要じゃないかという御意見がございました。

対策の方向性としては、マルウェアに感染した端末を特定・警告するという取組、また、スミッシングメッセージの申告受付。先ほどこの2つを申し上げました。また、連絡会の枠組みを利用して、発信元の番号明確化・透明化といった、正規のものが正規と分かる形

で配信されるように、悪質な事業者は排除されるということは自主的に対策していくということを確認しました。また、周知啓発もしっかりやっていくということが必要かなと思っております。ここまでがSMSに関する議論状況になります。

続きまして、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認方法の見直しの議論経過でございます。携帯不正利用防止法の紹介でも御説明しましたが、携帯では契約時の本人確認の義務を定めた法律になっておりまして、本人確認方法は省令のほうで各種定めがございます。これはアナログなもの・デジタルなもの、対面のもの・非対面のもの、個人・法人、いろいろな方法が定められておりまして、これは犯罪収益移転防止法、金融機関の本人確認とも連携を取りながらこれまでも努めてきたところになります。

利用可能な本人確認書類についても、これまで、ここに書いてあるような各種のものが使えるということになっていまして、このデジタル時代にどうやって見直していくのかというところが今回キーポイントになるかなと思っております。

議論の発端となりました昨年のデジタル社会の実現に向けた重点計画の中では、特に非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化するというようなことが盛り込まれまして、特に非対面については、券面だけを確認する方法というのは偽変造に弱いということで指摘がありまして、これは犯収法も同様ですけれども、見直しを検討してきたところであります。

特にこちら「書類の画像＋容貌」と書いてあるのは、eKYC、厚み方式と言われる顔画像プラス本人確認書類の厚みとか物理的なものが分かる方法で確認を取る方法。「写し＋転送不要郵便」と書いてあるのが、本人確認書類、写真を撮って送った上で、その住所に郵便を送る。このセットで本人確認とするという方法ですけれども、この2つは券面を物理的に目視なり画像として確認する方法ということなので、偽変造に弱いということで、廃止する方向で検討しております。

今年度中にこの省令改正案についてパブリックコメントを行うということは昨年の重点計画でも指摘されておりましたので、この際、各事業者からの要望に基づいて本人確認方法の見直しの方向を議論したところでございます。

各社からの報告ですとか有識者の皆様からの意見に基づいて、今、論点整理を行っている状況でありまして、こちらが各先生方ないし発表者からいただいた御意見であります。

軸となる自然人の本人確認方法については、確認書類の偽変造が問題になっている状況で券面を確認する方法はやめていくということに御理解いただいた。その代替として、

マイナンバーカードの公的個人認証など、デジタルの本人確認方法に一本化していくことについて同様の意見がございました。

今回、特に重要だと考えておりますが、対面においてもICチップを確認する方法や電子証明書を確認する方法など、デジタルを活用する方法を検討すべきではないかという御意見もいただきました。

そのほか法人の確認方法などの御意見もございましたけれども、特に議論になりましたのは、他の事業者への依拠の仕組みを導入すべきかどうかというところになります。犯収法では既に認められている金融機関への依拠の仕組みなのですけれども、これを携帯電話不正利用防止法にも導入すべきじゃないかという御意見がありました。

ただ、ちょうど今、身元確認レベルをどう上げていくのかという議論をしている中で、依拠というのを認めたときにそこが弱点にならないかという観点で各委員からも御意見がございまして、身元確認レベルを合わせるべきではないかといったような御意見もございました。この中で、公的個人認証のデジタルの確認を実施済みの事業者に対しての適切な本人認証を行った上で依拠というものが考えられるのではないかといったような御意見がございました。

これらの御意見を踏まえまして、現在、ワーキンググループのほうで論点整理、各省令の条文ごとに確認方法、対面での提示の場合の電子的な確認方法でありますとか非電子的な方法のどれだけ残すべきかどうかといったような方法、また依拠の在り方等について、前回ワーキンググループで議論しまして、取りまとめに向けて検討を進めているところでございます。

不適正ワーキングについて御報告は以上になります。よろしく申し上げます。

【宋戸座長】 この後御報告をいただくのですが、すみません、私の画面上でWebexのチャットが見えていなくて、今、ボックスにたまたま切り替えたら、先ほどの案件で御発言の希望があるのをやっと今の時点で気づきました。段取りが悪くて申し訳ありませんけれども、この後、資料2-4についても先に事務局から御説明をいただきまして、一括して、先ほどの案件も含めまして構成員の皆様から御意見を伺うというやり方でさせていただければと思います。大変申し訳ございません。

それでは、お待たせしました。資料2-4について事務局からお願いいたします。

【川野利用環境課課長補佐】 事務局でございます。それでは、資料2-4のほうを放映して御説明させていただきます。少々お待ちください。

それでは、進めさせていただきます。資料2-4に関しましては、利用者情報の取扱いに関するモニタリングということになりまして、利用者情報に関するワーキンググループからの御説明ということになります。

こちらに関しましては、ICTサービスの利用関係をめぐる課題と検討事項としまして、本研究会の親会のほうの資料の中でも、②番、利用者情報の保護というところでワーキングをつくって、開催して検討ということでもいただいていた部分かと存じます。

こちらに関しましては、利用者情報に関するワーキンググループのほうを開催しております。目的としましては、通信事業者のプラットフォームサービス等に係る利用者情報のさらなる保護等に向けて、最近の動向等を踏まえ専門的観点から集中的に議論することによって検討してきたものでございます。

構成員としましては、山本先生に主査のほうを務めていただきまして、生貝先生が主査代理ということで進めさせていただいたところでございます。

これまでの開催状況でございますけれども、後ほど申し上げますが、本日御報告させていただくのが、主に大きい論点2点ある中の2点目の利用者情報に関わるモニタリングという部分になります。これに関しましては、これまで検討会のほうを6回ほど開催しているんですけれども、第1回で御紹介させていただいた後に、第3回、第4回、第6回ということで、第6回は書面開催になるんですが、先生方から御議論等を頂戴いたしまして取りまとめたというものになっております。

こちらの内容でございますけれども、昨年度プラットフォーム研究会で行っていた部分に加えまして、個人情報保護ガイドラインに基づく定期的なモニタリングというものにデジタル広告市場の競争評価最終報告で出されているこういった内容も踏まえた検討というのを含める形で検討ということになっておりまして、また後ほど紹介させていただきますけれども、プラットフォームサービスに関する研究会第50回で取りまとめられました「利用者情報の取扱いに関するモニタリング結果」で御指摘いただいた点も踏まえたものにするといったようなところでございます。

また、それに加えて、委託先監督の在り方についてというようなところを追加しているものでございます。

まず、このモニタリングにつきましては、御承知おきのところも多々あるかと思っておりますけれども、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの中で、第52条ということで、このような形で定期的にモニタリングを行い、現状を把握するといった

ようなところがございます。

これに基づきまして昨年度も検討を行ったところなんですけれども、その際に御提言を頂戴したところがございます。参考までに、6ページのほうは2023年度のヒアリングシートということで、デジタル広告の関係における各社の取組についてということで、利用者情報の取扱いの状況等についていろいろとお伺いしたものであるということになっております。

このときの若干振り返りになるのですけれども、2023年度モニタリングの提言ということでいただいたものになっております。5点ある中の3点目までは枠組的な話となっております。52条2項のモニタリングというものを、利用者情報の取扱いについて継続的に行うべきでございますとか、昨年度は実はプラットフォーム研究会でやらせていただいたというのがございましたので、そういったことを専門的に行うような安定的な枠組みが必要ではないかということや、事業者さんからの情報提供というのを十分に得られるよう工夫すべきじゃないかと、そういったところを頂戴したところがございます。

また、長期のモニタリングを行うに当たっては、いろいろと課題になっている点としまして技術動向というのを当然踏まえる必要があるでしょうということで、そういった点も踏まえて確認を行うべきであるといったような点でございますとか、若干ここは内容に踏み込みますけれども、確認するに当たって、利用者の方がアカウントを取得されないで利用されている場合がございますとか、していてもログインをせずに利用されている場合がございますとか、また、第三者や第三者のウェブサイトを通じて情報を取得していると、そういったことの状況も踏まえて、利用者保護の観点から対応を行うべき点がないか検討すべきと、そういった御発言等いただいたところがございます。

この御提言に基づきまして今年度検討しましたというところで、またヒアリングに向けてどういうことを聞いていくのかということをしっかり議論したということになるんですが、左側に昨年度聞かせていただいた確認項目4点と、加えてその他ということで、こちらのサードパーティクッキー、先ほどの話でいきますと4点目のところとかと通じますけれども、新たな情報技術とかそういったことにも対応して確認を行ったほうがいいのではないかとといったような点を追加しましたのと、先ほどの御提言の中の5点目にもございました、ログイン等をせずに利用している方に関する利用者情報の取扱いを確認するという観点から、確認項目1、2ということに対応して、こういった点も踏まえて確認したほうがいいのではないかとといったようなところで議論を行ったところがございます。

実際はかなり闊達に御議論をいただきまして、先生方から御知見を賜ったところござい

います。我々のほうでも事業者のほうにこのヒアリング項目をプラットフォーム事業者についてはお伺いしていくということになるんですけども、赤字の部分が昨年度からの差分というところになります。

主な差分というところがございますけれども、昨年いただいた提言案のところにもございました、非ログイン・非アカウント保有時の取扱いの差異というところは、1点目、2点目とそれぞれ聞いていくことになっておりまして、また、それに加えまして、EUにおける対応と例えば日本においてどういった違いがあるのかとか、そういった部分も確認していこうでございますとか、ダークパターンになっているようなケースというのがあり得るんじゃないかといったようなところを確認するために、質問の中で、実際にオプトアウトするときの設定がどういうふうになっていくのか、手順の部分やそういったようなところ、またダークパターンにならないためにどういう工夫をしているのかとか、そういったところも確認していければというところで追加しているところでございます。

また、3点目のところも、かなり専門的にいろいろ御意見を頂戴しております。第三者や第三者の運営するウェブサイト・アプリを経由した情報収集というところでは、いろいろな技術が出てきているというところがございます、技術的観点とか、また、御回答いただいた際に、判断がいただいた回答によってできるように設問もかなり工夫すべきでしょうというような御意見もいただきまして、いろいろとこも追加をしているところでございます。

また、最後、書面開催するに当たっても、いろいろと書面開催のときにも御意見を頂戴しまして、第三者から収集した情報に基づくプロファイリングとかセグメント化について制限をしているのかとか、データクリーンルームのサービスを提供しているときにサービス利用事業者に対してどのような情報を提供しているのかとか、それぞれ細かくいろいろ聞いていくことによって、逆に御回答自体がどういうことを我々のほうで確認したいのかといったことが事業者さんのほうにも正確に伝わるようにといったような観点で確認をしていたものでございます。

また、これに加えまして、委託先の監督ということを少しお話しさせていただいたかと思うのですが、こういったことを行うきっかけになったものとしまして、2023年の3月にNTTドコモさんの委託先のほうから大規模な漏えいがありました。また、NTT西日本さんのほうから、発生時期は2014年、2022年となっておりますが、昨年報道させられたのですけども、これに関しましても、NTT西日本さんのほうが業務委託をしているNTTマーケティング

グアクトさんが利用していたNTTビジネスソリューションズさんの元派遣社員の方が漏えいしました。こういった委託先監督に関する問題というのが結構出てきているのかなといったところで、議論をさせていただいたところでございます。

これに関しまして、安全管理措置がまずそもそもちゃんとできているのか、今どういうことを行っているのかや、委託先について、どういう範疇を委託先として捉えているのか、これは実を言うと、NTT西日本さんを行政指導するときにも少し論点になった点なのですけれども、そういった点を確認するとともに、委託先の監督に関する各監督の状況、委託先の選定、契約の締結、また安全管理措置の状況と、こういったところを確認していければということでヒアリングシートを作成したところでございます。

これに関しましては、先ほども申し上げましたように、何度か議論を重ねまして、議論また書面でも審議のほうをさせていただきまして、頂戴した意見を踏まえて、先ほど御紹介したようなシートを固めたところでございます。また、本日、本会合においてこちらを御説明させていただきまして、その御了解が取れましたら、各事業者のほうにこういったシートのほうを具体的に送付した上で、ヒアリングを実施していければというふうに考えているところでございます。

また、モニタリング対象事業者としましては、プラットフォーム事業者としましては、こちらは昨年度と同様ということになりますが、LINEヤフーさん、Metaさん、グーグルさんのほうになっておりまして、大手通信事業者としましては、NTT東日本さん、西日本さん、NTTドコモさん、KDDIさん、ソフトバンクさん、楽天モバイルさんと、こういったところを考えているところでございます。

御説明は以上になります。どうぞよろしく願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思いますが、先ほど私のほうの不手際もございまして、前の案件、災害時の位置情報の提供も関連して御発言をいただければと思います。御発言の御希望の方は、チャット欄でお知らせをいただければと思います。

大谷構成員、木村構成員から前の案件について御発言の希望を既にお示しいただいておりますけれども、まず、そちらからお願いして、大谷構成員、よろしいでしょうか。

【大谷座長代理】 大谷でございます。発言のお時間をいただきまして恐縮しております。

資料2-2の災害時の携帯電話の位置情報の提供について、御検討いただいたことにつ

きまして、短期間のうちに非常に慎重かつ緻密な議論をしていただいたことに一言お礼を申し上げなければというので発言をお願いしたのですけれども、せっかく機会をいただきましたので、一言コメントします。

曾我部先生、鎮目先生、森先生の御説明をお伺いしまして、通信の秘密とのバランスを図るための検討を丁寧にやっていただいたということが分かりました。もともと賛同できる制度ではございましたけれども、改めて、位置情報の提供については、この新たな仕組みが周知されることが必要ではないかというふうに感じております。

もともとのガイドラインは、大雪のときにお子さんを守ろうとしたお父さんが結局亡くなられたのですけれども、そのときに位置情報を有効に使いえなかったという反省に立って、見直しが行われた沿革がありますが、大雪の中で要救助者が限られているというような場面で、それを想定してつくられたガイドラインの見直しだったということもありまして、大規模災害のときにはまた別種の問題が生じるということが能登半島地震で明らかになったことに対応したものと理解しているところです。

そうしますと、この新しいやり方、大規模災害のために範囲を広げた仕組が徹底していくことが必要ではないかと思っております、具体的には、例えば、毎年冬になりますと、中央防災会議などから首相の名前で各関係者に対して御案内が出るのですけれども、位置情報の取得についての関係者でどのように情報を取得できるのか、また、情報を取得するための要件であるとか確認方法などをあらかじめ確認しておいて、実際の発災時に滞りなくそれが活用できるようにしておく必要があると思います。今回の要件につきましても、中央防災会議をはじめとして、それを関係者で把握するための周知策というのを、これは総務省にとどまらず、今回はオブザーバーとして参加されている内閣府様も交えながら周知を図っていただくことが必要ではないかと考えております。

私からは以上でございます。

【宍戸座長】 大谷構成員、ありがとうございます。大谷構成員におかれましては、不適正利用WGのほうの主査もお務めいただきまして、その点について御発言があれば、後ほどお願いをしたいと思います。

それでは、続きまして、木村構成員、お願いいたします。

【木村構成員】 木村です。私は以前のガイドラインのときに構成員で、そのときも位置情報をどのように考えていくかということを中心に議論していた記憶がございます。今回、能登半島地震への対応ということで様々な課題が提起され、丁寧に議論してくださっ

て、お礼を申し上げます。

ただ、位置情報に関して、個人情報というかプライベートなものでございますので、今後も利活用ということでは様々な課題が出てくると思いますが、ぜひ丁寧な議論をしていただければと思っております。

前回のガイドラインのときに疑問として残ったのが、電源が入っていないときや電源を自分で切ってしまったときはどうするのかということですが、今回の検討で、電源が入っていない場合も過去の位置情報から対応ということで、課題が1つ解決されたのかと考えておまして、そこのところは大変ありがたく思っております。

今後、救助の際に、消費者のほうから見てみると、縦割りで情報共有がされないようなイメージがすごくあるので、そこのところもきちんと対応が遅れないように、災害はもちろん起こらないに越したことはありませんが、いかに災害が起こったときに実行していただくかということが今後の課題だと思いますので、ぜひどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。最初の災害時の情報提供につきまして、大谷構成員、木村構成員からも賛成と、それから今後の注意点について御発言いただいたところです。

さらに、災害時の情報提供の件でも結構でございますし、2つのワーキンググループ、不適正利用ワーキンググループ、それから利用者情報に関するモニタリングの2つの御報告について、構成員の皆様より御質問や補足がございましたら、チャット欄で私にお知らせをいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

木村構成員、お願いします。

【木村構成員】 主婦連合会の木村です。

本人確認についてですけれども、もちろん検討していただいていることとは思いますが、念押しのため意見として申し上げます。

利用者には様々な方がいらっしゃいます。デジタル弱者という方もいらっしゃいますし、障害をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、そういった方が取り残されないような形でぜひ御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

さらに御発言の希望ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、改めての確認でございますけれども、災害時の位置情報の提供につきまして

は、資料の2-2に取りまとめていただいたとおりの考え方の整理の下で進めていただくということにする。

さらに、2つのワーキンググループにつきましては、この間、精力的に会議を開催していただき、検討を深掘りしていただいていることに御礼を申し上げます。本日御報告をいただきましたように、資料2-3、不適正利用のワーキンググループの御検討、さらに、利用者情報ワーキンググループにつきましても、このモニタリングを進めていただくことをお願いしたいと思います。また、それぞれのワーキンググループでの検討状況につきましては、適宜、この親会にも御報告をいただければと思います。

これ以上御発言の御希望がないということでございますので、本日の議論はここまでとさせていただきます。

以上でICTサービスの利用環境の整備に関する研究会第2回会合を終了とさせていただきます。

事務局より何か連絡事項等ございますか。

【川野利用環境課課長補佐】 事務局からは大丈夫でございます。本日、宍戸先生にいただいた方向で進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。

それでは、これにて第2回会合を閉会とさせていただきます。お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございました。

以上